



新型コロナウイルス感染症に伴う緊急事態宣言が解除され、人の流れも以前のように多くなってきました。一方、東北を代表するお祭りやイベントが中止となり、いつもと違った夏となりそうです。新しい生活様式が示される等、これまでの生活との違いに戸惑う事も多々ありますが、第2波に備えての予防と対策をしっかりと行いましょう。

■株式会社防災センター訴訟の経過報告

防災センターに対する不当勧誘等差止請求訴訟の弁論手続期日が5月19日(火)に予定されていましたが、新型コロナウイルス感染症の流行による緊急事態宣言のため、同期日は取消・延期されました。

他方、期日間に双方の代理人弁護士に対して、裁判所より、電話にて準備状況の確認が行われました。被告である防災センター側において、次回までに準備を行うとのことでした。

次回期日は未定となっておりますが、期日間に進行の協議が行われましたら、引き続きご報告いたします。

■2020年度通常総会を開催しました

6月20日(土)10:30より、仙台弁護士会館4階ホールにおいて、2020年度通常総会が開催されました。今年は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、規模を縮小し、書面による出席を中心とする総会運営としました。

はじめに、司会の高橋大輔理事より、10時25分現在の出席者数(実出席13名、書面議決書による出席70名、委任状による代理出席16名)について報告があり、総会成立が宣言されました。

続いて、吉岡和弘理事長より開会の挨拶がありました。「新型コロナウイルスの影響で、これまでのスタイルを抜本的に変換しないといけないと言われている。オンラインシステムを利用すれば、この場に誰もいなくても総会が成立する。果たしてそれでいいのかといつも思っている。」と、関西学院大学准教授が新聞に寄稿した「余白性」「身体性」についての文章を紹介しながら述べました。また、「ネットとうほくの活動で言えば、検討委員会や消ラボなど全てオンラインシステムを利用すれば、遠方から集まる必要がなくなる。しかし、直接会いたい、意見を交わしたいという気持ちがやはりあるのではないか。こういう事をどういう風にこれから確保しながら進めていくのか、極力オンライン一辺倒にならないよう考え、ネットとうほくの活動をやっていて楽しかったな、充実した議論ができたな、と一人一人が思えるような1年にしていかなければならないと思う。」と述べました。

その後、議長に個人正会員男澤拓弁護士が選出され、小野寺友宏事務局長から一括して議案提案がありました。意見や質問も出なかった為、議長による採決時の出席者数(実出席14名、書面議決書による出席70名、委任状による出席16名)の報告の後、採決に入り、全議案が満場一致の賛成で承認採択されました。



挨拶 吉岡和弘理事長



議案提案の様子



採決の様子

2020年度は、適格消費者団体として期待される役割が発揮できるよう、情報収集活動、検討委員会及び申入れ活動、組織・財政基盤の強化を始め、行政や他団体との協働をすすめること等を重点課題として活動することとしました。また、特定適格消費者団体をめざし、被害回復が必要な消費者被害実態の情報収集や活動の研究を行っていきます。

総会終了後、理事会より、事務局として職員を派遣している団体正会員に対するお礼と、2019年度の寄附に対するお礼、会員拡大や財政基盤の拡大に頑張っていくとの決意表明がありました。

【提出議案】

第1号議案	2019年度事業報告承認の件	満場一致で承認
第2号議案	2019年度決算報告承認の件	満場一致で承認
第3号議案	2020年度事業計画決定の件	満場一致で承認
第4号議案	2020年度活動予算決定の件	満場一致で承認
第5号議案	定款の一部変更の件	満場一致で承認
第6号議案	議案決議効力発生の件	満場一致で承認

■検討委員会活動報告

ネットとうほく検討委員会は、2014年7月に本格的に活動を開始し、間もなく丸6年を迎えます。この間、検討委員会の活動について、本紙でお知らせをする機会が少なかったため、今回は、検討委員会申入れ活動の最新の成果と検討グループ設置についてお知らせいたします。

*墓地の管理・運営をする事業者の使用料不返還条項の改正

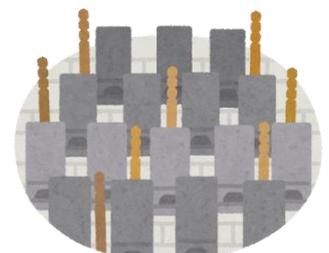
宮城県内の墓地の管理・運営をする事業者に対し、契約が終了した場合に、契約期間の長短や使用の有無を問わず墓地使用料や管理料を一切返金しないとしている規約を改正するよう申入れた結果、申入れの趣旨に沿った改正がなされたので、概要をご報告いたします。

当該事業者は、規約において、墓地の永代使用契約を締結し使用料・管理料を納付した後に申込者が解約をした場合、納付金は墓地の使用如何にかかわらず一切返金しないという条項を定めておりました。しかし、このような定めは、消費者契約法第9条第1号、第10条の不当条項に該当すると考えられたことから、規約の使用料・管理料の返金の取扱いに関し、使用料・管理料を返金しない旨定める部分を削除して、消費者契約法に適合した返金額を定める規定に修正するよう申入れを行いました。

当該事業者とは、何回か書面等のやりとりを行いました。本年3月に、申入れの趣旨を踏まえ、「墓地使用料については、放棄申請日が墓地契約日から1年未満で且つ納骨がなされていない場合には、既納使用料の9割の額を返金する」「墓地管理料については、既納の管理料のうち、放棄日に属する年度以外の未経過分を返金する」等の改定をする旨の回答をいただきました。

ネットとうほくの申入れに対し、真摯に検討をいただいた上、申入れの趣旨に添った改正がなされたことと判断できることから、本件の対応を終了することといたしました。

事案の概要や対応の経緯については、ネットとうほくのHPに掲載しておりますのでご覧ください。



*青森検討グループ設置

ネットとうほくでは2ヶ月に1回、弁護士、司法書士、学識者、消費生活相談員等によって構成された検討委員会で、問題のある契約条項を使用している事業者、勧誘態様に問題のある事業者に対する申入れを検討しています。

今般、青森県に所在している事業者への申入れを検討するにあたり、現地青森県の弁護士、学識者によって構成される青森検討グループを設置して、同事業者への申入れ活動を開始しました。

ネットとうほくでは、検討委員会の下で個別検討を行う検討グループを現地に設置するのが初めてとなります。

「とうほく」の名前の通り、東北全域に活動を広げていくにあたって、今後も柔軟に検討グループの設置を検討し、適切かつ効率的な申入れ活動を展開できるよう努めていきたいと思っております。



■「会員加入のお誘い・お声がけ」へのご協力・「寄附」のお願い

ネットとうほくは、団体成立時（2014年3月3日）、個人正会員36名、団体正会員8団体、個人賛助会員2名、団体賛助会員1団体でスタートしました。皆さまのご理解・ご協力を得て、現在は下記の通りの会員数となっております。また、適格消費者団体認定・更新、認定NPO法人認定取得と、団体として歩みを進めてきました。

	個人正会員	団体正会員	個人賛助会員	団体賛助会員
2014年3月31日現在	45名	8団体	3名	1団体
2015年3月31日現在	61名	〃	4名	〃
2016年3月31日現在	98名	〃	7名	〃
2017年3月31日現在	103名	9団体	5名	〃
2018年3月31日現在	103名	〃	7名	〃
2019年3月31日現在	101名	〃	〃	〃
2020年3月31日現在	98名	〃	〃	〃

適格消費者団体の要件の一つとして、「少なくとも会費を納める等により活動に参加している正会員100名」が求められています。しかしながら、現在、会員数は微減している状況です。また、今後、特定適格消費者団体をめざすにあたっては、1千万円以上の資産が必要とされている上、認定NPO法人としても毎年一定の寄附金が必要となっています。

お知り合いの方々や消費者問題に関心をお持ちの方（個人・団体）に、ネットとうほく主催の企画への参加や入会のお誘い、お声がけ等、会員数の増加に向けてのご協力をお願いいたします。

「おかしい」「騙されているのでは」と思ったら
一人で悩まず



消費者庁
消費者ホットライン188
イメージキャラクター
イヤヤン

「消費者ホットライン」☎188（局番なし）にすぐ電話！
～お近くの消費生活相談窓口につながります～

■講師を派遣しました

6月23日（火）、仙台市が開催した「令和2年度消費生活パートナー養成講座」に講師を派遣しました。

「消費生活パートナー」（「消費生活サポーター」などとも呼ばれます）は、消費生活センターと地域の消費者の方々をつなぐ「パイプ役」として、消費生活に役立つ情報を届けたり、消費者トラブルで悩んでいる方を相談窓口繋いだり、消費生活センターと連携して消費者啓発を行うボランティアです。この消費生活パートナーになるためには、各自治体が開催する養成講座を受講する必要があります。

今年度も、仙台市が主催となり、消費生活パートナー養成のための講座が開催され、「消費者に関わる法律の基礎知識」というテーマをネットとうほくが担当しました。

講師として検討委員の男澤拓弁護士を派遣し、消費者法概念や成り立ち、消費者契約法、特定商取引法などの個別の消費者法等について講義を行いました。受講者にわかりやすいよう、なるべく具体的な事例や近時の話題を盛り込んだことから、受講者の理解も進み、好評だったようです。

ネットとうほくでは、消費生活トラブルや法律、SDGsに関する講義などについて、講師を派遣しております。詳しくは、ネットとうほく事務局までお問い合わせください。



■消費生活審議会では次期基本計画の検討が始まりました

ネットとうほくNEWS第34号でお知らせしましたが、宮城県が策定する「消費者施策基本計画・消費者教育推進計画」及び、仙台市が策定する「消費生活基本計画・消費者教育推進計画」の次期計画（2021年度から5年間）の検討が始まりました。

仙台市消費生活審議会には、2017年度より消費者団体として、当団体から高橋玲子理事が委員として参加しています。

7月2日（木）に行われた第2回審議会では、計画策定に向けた素案が出され、審議が行われました。今後、中間案審議があり、その後市民から広く意見を求めて、2021年3月に策定される予定です。市民にとってより良い基本計画となるよう、引き続き意見を出していきます。

皆さんも消費生活の現状や消費者教育についてのご意見がありましたら、ネットとうほくまでお寄せください。

☆リレーエッセイはお休みします。次号をお楽しみに！



【発行元】内閣総理大臣認定 適格消費者団体

認定NPO法人 消費者市民ネットとうほく 事務局

〒981-0933 仙台市青葉区柏木1-2-40 ブライトシティ柏木 702

TEL 022-727-9123 FAX 022-739-7477

e メールアドレス shiminnet-tohoku@triton.ocn.ne